

令和8年4月1日
江東区立豊洲北学校
校長 佐藤 勝行

江東区立豊洲北小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表による「豊洲北小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

(2) 「わかった・できた・楽しい授業」づくり……児童一人が達成感や充実感をもち、「わかった・できた・楽しい」が味わえる授業の実践に努める。

- 学年で学ぶべき知識・技能の完全習得を目指し、教員の授業力の向上に努める。
- 「豊北スタンダード（学習編）」の徹底を図るために、学びスタンダード強化講師等の人的支援の活用、教員の研修会の実施、学びスタンダード振り返り週間の自己評価等を推進する。
- 学習サポートシートによる指導・支援の実施
- 「こども主体の探究的な学び」を促す授業改善に努める。
- 家庭と連携し、自主的に家庭学習に取り組む習慣の定着を図る。

(3) 道徳教育・人権教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

- 他者への思いやり、勇気、公正・公平、規範意識のある姿勢や最後までやり抜く態度の育成を図り、学校の教育活動全体を通して道徳性を育む。
- 人権週間(12月)に全学年道徳の授業を実施する。
- ふれあい月間(6月・11月・2月)に道徳の授業を全学年で実施する。
- 道徳授業地区公開講座において、同一の内容項目による道徳の授業を行うことによって、心の教育を推進する。
- 弁護士によるいじめ防止に関わる講話を実施する

(4) 体験活動の充実……他者とかかわりコミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。

具体的な取組内容

- 校内支援委員会の充実を図る。 例) ひまわり教室との連携、副籍交流
- 自然と触れ合う活動を推進する。 例) 臨海学校、自然観察
- 異学年交流を推進する。 例) 縦割班活動、ペア学年交流、児童集会、
体カテストの手伝い
- 心を耕す体験活動を推進する。 例) 福祉体験
- キャリア教育を推進する。 例) 地域の企業「キッザニア東京」との連携による授業

- (5) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- 目と耳と心で聴く態度、友達の良さを喜ぶ前提である自己受容感、自らの非を認める姿勢の育成を図る。
- 挨拶と会釈、利他の心と感謝の気持ち、支持的な学級・専科経営を行う。
- 「いいところ見つけ」の活動を全校で年間3回、各学級で毎日実施する。
- 教員同士で互いの学級経営を見合い、改善に努める。
- 読書活動を積極的に取り入れ、児童の心を耕す。

- (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- 「学校生活アンケート」において、全校児童のインターネット使用状況等の現状を把握し、調査・分析をして、対策を講じて今後の生活に生かせるように指導する。
- セーフティ教室でインターネット・スマートフォン等の利用に関する学習をする。
- 家庭と協力して「SNS豊北ルール」「豊洲北小タブレット活用ルール」の徹底を図り、未然防止に努める。
- 全学級におけるいじめ防止授業の中で、情報モラル教育についても指導する。
- 自殺予防に関しては、SOSの出し方教育を取り扱う。

- (7) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- 4月に校長が学校経営方針を作成し、いじめ撲滅に向けた取組を宣言する。
- 5月に配慮を要する児童に対する教員の共通理解の場を設ける。
- 人権教育プログラムを活用し、校内研修を行う。
- 年間3回いじめ防止に関する教員の校内研修を実施する。
- 「いじめ総合対策」(上下)を活用し、年間を通して校内研修を実施する。
- 7月に児童理解に関する校内研修を実施する。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) アプリを活用した毎日の健康観察

(2) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

- 6月、11月、2月に「いじめアンケート」「いまのきもちアンケート」を行う。
- アンケートに記入することができない児童がいる場合、質問紙ではなく口頭で聞き取ることができる機会をもたせる。その場合は、担任だけでなく、それ以外の教員でも良いことを知らせる。
- 訴えがあった場合、全ての児童に対して確認を行う。
- 必要に応じて、いじめ対策委員会を開催し、対策方針の策定と役割分担の明確化を図り、支援計画を作成・実施する。
- 保護者に連絡、確認をするとともに、必要に応じて、外部関係機関との連携を図った学校サポートチームを結成し、支援を充実させる。

(3) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- 「きょうのきもちアンケート」で、日常的に児童の心身の状態を把握する。
- 年1回、第5学年全員にSCによる個別相談を行う。
- 長期休業明け2週間を教育相談強化期間として、スクールカウンセラーが全校児童の様子をきめ細かく把握するとともに、配慮が必要な児童がスクールカウンセラーに相談できるようにする。
- 6月、11月のふれあい月間期間中に、アンケートを実施し、必要に応じて、教育相談を実施する。

(4) 個人面談、家庭訪問、クロムブックの活用……クロムブックや電話等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

- クロムブック、電話を活用して、保護者との連絡を密にする。
- 保護者会を年間3回（4月、9月、2月）実施する。
- 個人面談を年間3回（4月、9月、12月）実施する。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的にを行い、いじめの解消（※）を目指す。
 - (ア)（※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。
 1. ②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

- (1) 重大事態の定義
 - ① いじめにより本校に在籍する 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(児童が自殺を企画した場合等)
 - ② 「いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間 30 日を目安とする）
- (2) 重大事態への対応
 - ① 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ② 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに「学校いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ③ 児童・保護者からの申立てがあった時は、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場 合を除き、重大事態調査を実施する。
 - ④ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
 - ⑤ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
 - ⑥ いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。
 - ⑦ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた調査結果を踏まえた必要な措置をとる。